

山辺町の給与・定員管理等について

1 総括**(1) 人件費の状況（普通会計決算）**

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	人 15,119	千円 5,298,055	千円 306,712	千円 1,012,542	% 19.1	% 17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 120	千円 476,606	千円 76,864	千円 173,870	千円 727,340	千円 6,061	千円 5,612

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数である。

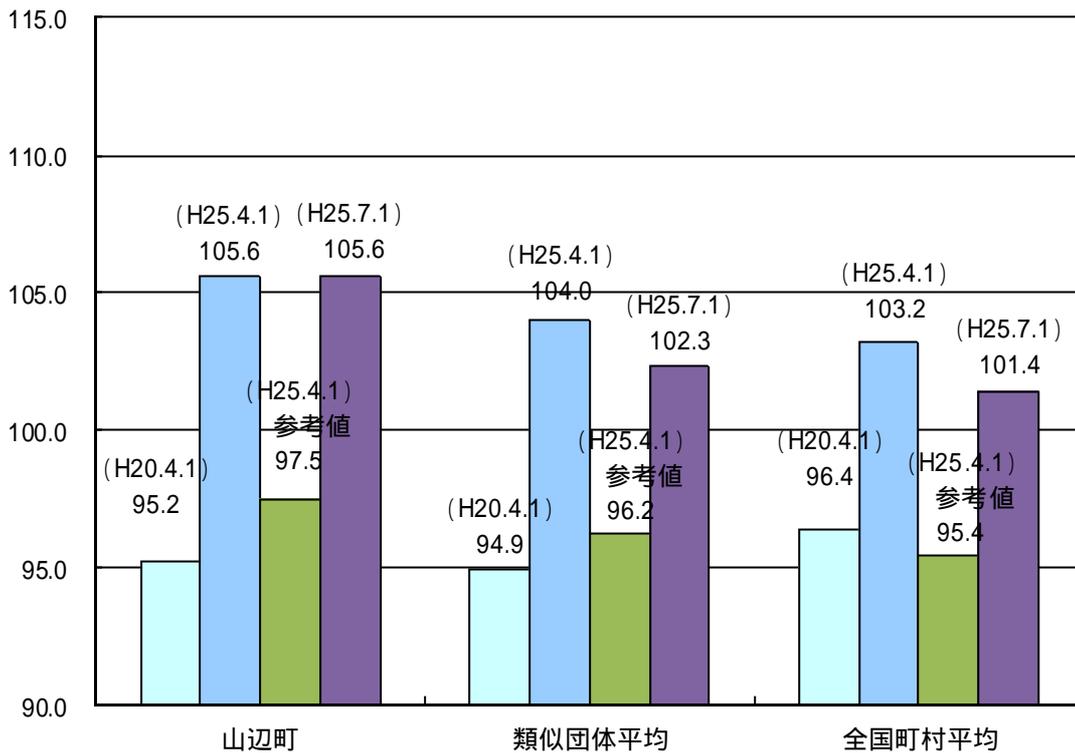
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項**(給与減額の状況)**

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
無	既に減額相当額を上回る効果額を生んだ行財政改革に取り組んでいるため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
(手当)	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円 377,517	円 377,397	120円 (0.03%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.73	月 3.75	月 0.02	月	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山辺町	42.5歳	326,089円	373,886円	348,342円
山形県	44.2歳	347,700円	429,300円	374,500円
国	43.1歳	307,220 (332,446)円		376,257 (405,463)円
類似団体	42.5歳	316,601円	361,874円	342,511円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山辺町	44.1歳	13人	320,269円	350,754円	347,188円				
うち運転技士	43.2歳	3人	320,333円	345,700円	342,917円	自動車運転手	52.4歳	247,800円	1.40
うち業務員	45.3歳	6人	328,900円	367,283円	363,136円	用務員	53.7歳	202,700円	1.81
うち調理員	49.4歳	3人	357,367円	384,200円	381,923円	調理士	42.2歳	211,800円	1.81
山形県	45.6歳	538人	331,000円	369,600円	351,400円				
国	49.9歳	3,272人	272,119 (286,850)円		309,534 (325,400)円				
類似団体	48.8歳	12人	288,301円	310,962円	299,756円				

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		山 辺 町	山 形 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987 (172,200)円
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418 (140,100)円
技能労務職	高校卒	137,300円	135,600円	-
	中学卒	129,200円	125,400円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

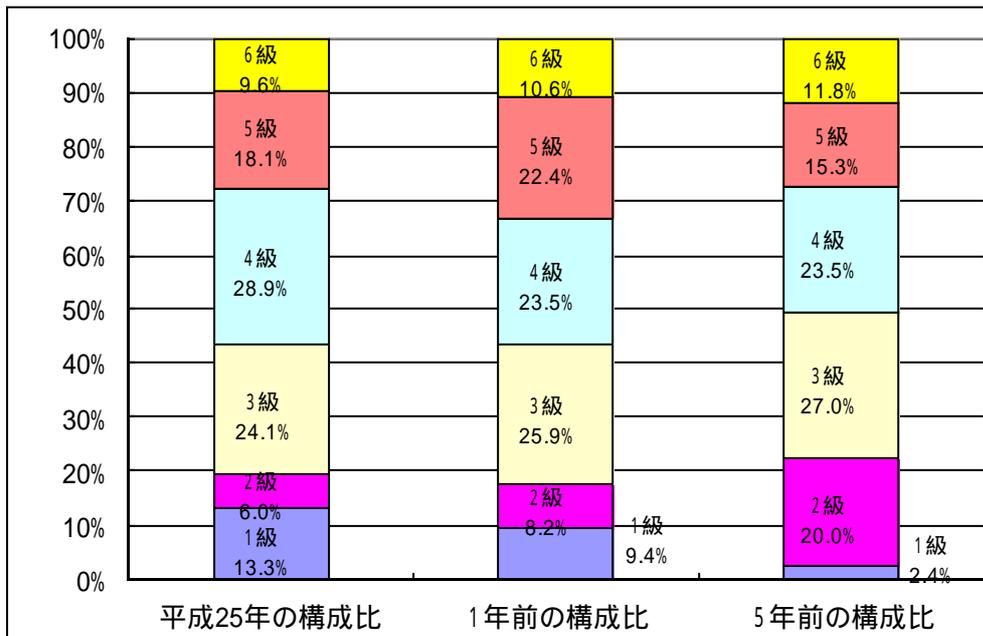
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,600円	288,400円	322,100円
	高校卒	205,400円	240,600円	288,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	11人	13.3%	135,600円	243,700円
2 級	主任	5人	6.0%	185,800円	309,200円
3 級	主査	20人	24.1%	222,900円	356,400円
4 級	係長、副主幹	24人	28.9%	261,900円	390,100円
5 級	主幹	15人	18.1%	289,200円	402,500円
6 級	課長、事務局長	8人	9.6%	320,600円	424,600円

- (注) 1 山辺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間良好な勤務成績である場合の昇給の級号数は4号給を標準としています。今後は人事評価制度の導入を行い、昇給への反映を予定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 辺 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,375千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,531千円	-
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 6～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日及び12月1日)に在職する職員に対し、基準日前6か月以内の期間における勤務成績に応じて勤勉手当を支給します。今後は勤勉手当に勤務実績を反映させるため、人事評価制度の導入を予定しています。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

山 辺 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 (退職時特別昇給 勤奨退職時4号給) 1人当たり平均支給額 26,460千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在) 支給していません。

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在) 支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	29,992千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	265千円
支給実績(23年度決算)	26,808千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	227千円

(6) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・ 配偶者13,000円 ・ 扶養親族たる子、父母6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円) ・ 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子には、一人につき5,000円加算	同		15,418千円	243,045円
住居手当	借家：家賃に応じた額 (27,000円限度)	同		3,585千円	277,654円
通勤手当	住居から勤務公署までの距離に応じて 交通機関利用者 限度額55,000円/月 交通用具使用者 限度額24,500円/月	異	交通用具利用に係る通勤距離区分を、国より細分化している。	4,573千円	64,533円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額 の10%	異	特別調整額として給料月額の10~25%	5,674千円	515,540円
休日勤務手当	勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	(時間外勤務手当に含む。)	
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異	勤務1時間当たりの給与額の算出方法		
宿日直手当	2,100円~4,200円/回	同	-	0千円	0円
管理職特別勤務手当	4,000円~12,000円/回	異	4,000円~18,000円/回	0千円	0円
寒冷地手当	毎年11月~翌年3月まで 月額7,360円~17,800円	同	-	8,101千円	67,087円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員に支給 日額3,970円~6,620円			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	656,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000円 / 215,100円
	(副 市 町 村 長)	(820,000 円) 571,500 円 (635,000 円)	
報 酬	議 長	310,000 円	420,000円 / 226,500円
	(副 議 長)	(255,000 円)	360,000円 / 180,000円
	(議 員)	(240,000 円)	345,000円 / 157,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(24年度支給割合) 給料月額に40%を加算 2.9月分(6月期1.45月、12月期1.45月)	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 報酬月額に40%を加算 2.9月分(6月期1.45月、12月期1.45月)	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 町 村 長	820,000円 × 在職月数 × 56.7/100 22,317,120円 任期毎	
	備 考	635,000円 × 在職月数 × 33.1/100 10,088,880円 任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

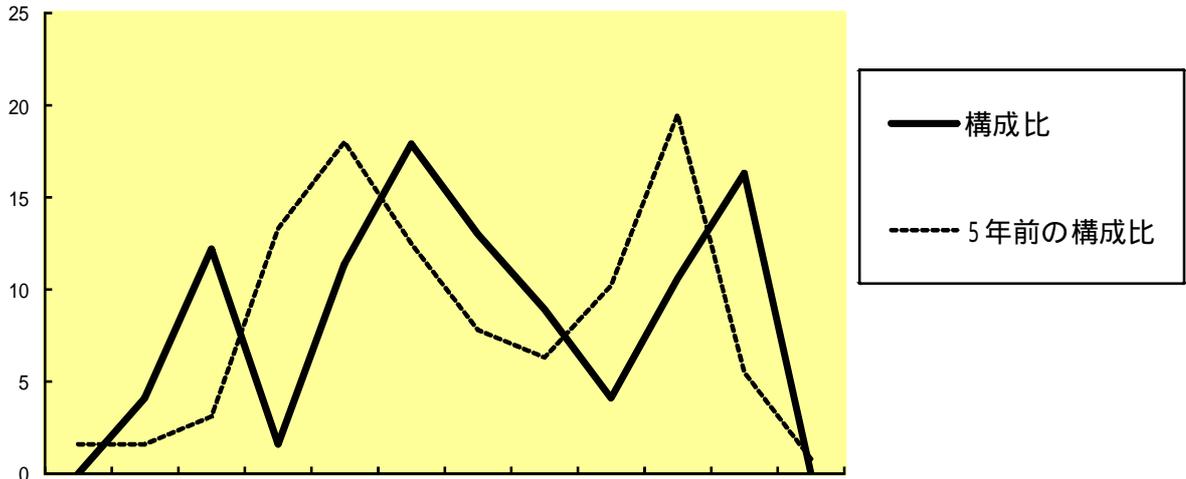
部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	2	2		
	議 会	35	33	2	住民税務課長補佐職の廃止等
	総 務	10	10		
	税 務	10	9	1	農業委員会事務局長の併任
	農 水 商 工 土 木 民 生 衛 生	2	2		
計	90	88	1	生活環境事業の充実	
	教 育 部 門				<参考> 人口1万人当たり職員数 58.20人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.26人)
	消 防 部 門	25	24	1	公民館職員の配置を取り止め
	小 計	115	112	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.39人)
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	3	3		
	そ の 他	9	9		
	小 計	12	12		

合 計	127 [147]	124 [147]	3 []	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 82.02人
-----	--------------	--------------	----------	------------------------------

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

(例) %



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	5	15	2	14	22	16	11	5	13	20	0	123

(3) 職員数の推移

(単 位 : 人 ・ %)

部門別 \ 年 度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	87	89	87	88	90	88	1 (101.1%)
教育	27	25	27	26	25	24	3 (88.9%)
消防							(%)
普通会計	114	114	114	114	115	112	2 (98.2%)
公営企業等会計	14	13	13	13	12	12	2 (85.7%)
総合計	128	127	127	127	127	124	4 (96.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。